

## e-Gov電子申請：外国人雇用状況届出（在留資格「特定技能」）暫定対応チェックリスト 2026 （雇用保険：資格取得届・喪失届に付随する届出）

対象：受入企業の人事・総務／労務担当（e-Gov電子申請の担当者）

更新日：2026-05-14

版：v1.0

### ■この資料でできること

- e-Gov申請画面で「在留資格の表示が当面変更されない」場合の“選び方”を共有できる
- 担当者ごとの迷い・申請ミス・社内台帳との不整合を減らす（保存ルールも含む）

### ■重要（必ず確認）

- 本資料は一次情報（e-Gov電子申請のお知らせ）に基づく一般的整理です。
- 実際の申請画面の文言（例：「※指示がある場合のみ使用○」）や運用は変更される可能性があります。
- 提出直前に、必ず一次情報（URL）と申請画面を個別確認してください。

**【1】 暫定対応の背景（要点）**

e-Gov電子申請（厚生労働省のお知らせ）にて、特定技能の在留資格について名称変更・追加が行われた結果、雇用保険関係手続（被保険者資格取得届・喪失届）に付随する外国人雇用状況届出で、申請画面の在留資格表示が当面の間変更されないため、代替の選択肢で申請する暫定処置が案内されています。

**【2】 暫定対応（早見表）**

※ 「申請画面で選択する在留資格」の具体文言は、申請時点の画面で要確認。

届出する在留資格（想定）

→ 申請画面で選択する在留資格（暫定）

---

特定技能1号（工業製品製造業）	→ 特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情
特定技能2号（工業製品製造業）	→ 特定技能2号（素形材・産業機械・電気電子情
特定技能1号（自動車運送業）	→ （「※指示がある場合のみ使用1」等、案内の
特定技能1号（鉄道）	→ （「※指示がある場合のみ使用2」等、案内の
特定技能1号（林業）	→ （「※指示がある場合のみ使用3」等、案内の
特定技能1号（木材産業）	→ （「※指示がある場合のみ使用4」等、案内の
特定技能1号（リネンサプライ、物流倉庫、資源循環）	→ （「※指示がある場合のみ使用5」等、案内の指定

**【3】 社内で決めておく保存ルール（推奨）**

- 提出控え（PDF）を従業員フォルダに保存
- 申請画面の在留資格選択部分のスクリーンショットを保存（表示文言が暫定であるため）
- 台帳上の在留資格（在留カードで確認）と、申請画面の選択肢（暫定）を紐付けるメモを残す

#### 【4】申請前チェックリスト（入社・離職共通）

- 当該外国人が雇用保険の対象か（加入要件・勤務形態）を確認した
- 在留カード等で「在留資格（特定技能）」「在留期間」「就労制限」等を確認した
- 特定技能の分野（業務）と、社内の受入れ計画（配属・業務内容）が整合している
- 申請する手続きが、暫定処置の対象（令和4年6月以降の該当様式）か確認した
- 最新の一次情報（e-Gov電子申請のお知らせ）を確認した（改訂がないか）
- 申請画面の在留資格プルダウンに、案内に沿った選択肢が表示されることを確認した
- 申請の証跡（提出控えPDF／スクリーンショット／メモ）を保存する担当者・場所が決まっている
- 個人情報の取扱い（保存場所の権限、保存期間、第三者提供）を確認した

#### 【5】入社時（資格取得届）の実務チェック

- 入社日・雇用契約書・就業条件の確認（記載の齟齬なし）
- 在留資格の選択（暫定）を、社内台帳の在留資格（本人確認）と紐付けて記録した

#### 【6】離職時（資格喪失届）の実務チェック

- 離職日・離職理由等の確認
- 在留資格の選択（暫定）を、提出控えで後日照合できるように保存した

**【7】 社内対応フロー（最小構成）**

- 1) 人事・労務：本人確認（在留カード）→ 台帳更新
- 2) 申請担当：e-Gov申請（暫定の選択肢で提出）→ 控え・画面保存
- 3) 二重チェック：台帳の在留資格と申請控えの選択肢（暫定）を照合し、メモを残す
- 4) 例外・不明点：一次情報を確認し、それでも判断が割れる場合は専門家へ相談（個別確認が必要）

**【8】 よくある落とし穴**

- 台帳は新分野名で更新したが、申請控えは「※指示がある場合のみ使用○」になっており、後で説明できない
- 入社・離職で担当者が変わり、暫定ルールが引き継がれていない
- 画面表示が更新された後も、古い暫定ルールのまま申請してしまう（定期見直しが必要）

**【9】 一次情報（公式）・参照URL**

- e-Gov電子申請：【雇用保険関係手続】外国人雇用状況届出における在留資格に関する暫定処置の追加について  
[https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/news/mhlw/2026-03-31t2003500900\\_1722.html](https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/news/mhlw/2026-03-31t2003500900_1722.html)
- 出入国在留管理庁：特定技能制度に係る制度の運用に関する基本方針・分野別運用方針・運用要領  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri01\\_00132.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri01_00132.html)
- 出入国在留管理庁：特定技能制度  
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>

**【10】 ご相談（丸忠物産）**

社内の届出フロー（役割分担／台帳管理／保存ルール／委託先との切り分け）の棚卸しをご希望の場合は、丸忠物産 人材事業部までご相談ください。